ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を延長。

法に基づく認定の流れ

全国キャリア・ローカル5G免許人



市町村

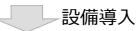
事業計画提出と同意

特定高度情報通信技術活用システム導入計画(主務大臣の認定)

全国キャリア・ローカル 5 G免許人が提出する 以下の基準を満たす計画を認定

提出

- <認定の基準>
- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例(税額控除等)

現行の特例措置の概要

- <対象事業者> ローカル5G免許人
- <特例の内容> 対象設備に係る固定資産税の課税標準を 3年間1/2とする
 - ※地域課題の解決に資するものとして、市町村の同意を得たもの、 かつ、先進的なデジタル化の取組みに限る。
- <対象設備> 基地局の無線設備 交換設備 伝送路設備(光ファイバを用いたもの) 通信モジュール
 - ※総額2億円以下のものに限る。
- <適用期間> 令和4年度~令和5年度



改正内容

要望どおり適用期限を1年間延長(令和6年度末まで)